

令和元年 8 月 6 日

特定商取引法違反の訪問販売業者の代表取締役等 7 名 に対する業務禁止命令（24 か月又は 18 か月）について

○ 消費者庁は、令和元年 7 月 22 日付け公表資料※のとおり、令和元年 7 月 19 日、WILL 株式会社ほか 7 社に対し、24 か月間又は 18 か月間の業務停止命令を行ったところ、今般、WILL 株式会社ほか 7 社の代表取締役等に対して、次のとおり、業務の禁止を命じました。

(※) https://www.caa.go.jp/notice/assets/release_190722_0001.pdf参照。

○ 消費者庁は、令和元年 7 月 19 日、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」といいます。）第 8 条第 1 項の規定に基づき、「PRP システム」と称して、IP 電話機能、カラオケ、ゲームなど複数種類のアプリケーションが読み込まれた「willfon ライセンスパック」と称するカード型 USB メモリ（以下「本件商品」といいます。）を、これを購入した相手方から賃借した上で、これに読み込まれたアプリケーションを第三者の利用に供する事業に供し、かかる事業により得られた収益から本件商品の購入代金相当額を上回る本件商品の賃借料を 3 年間にわたり 36 回に分けて当該相手方に支払うとされる役務（以下「PRP システム」と称するシステム全体を「本件役務」といいます。）を提供している訪問販売業者である WILL 株式会社（本社：東京都渋谷区、代表取締役：中井良昇）（以下「ウィル」といいます。）に対し、令和元年 7 月 20 日から令和 3 年 7 月 19 日までの 24 か月間、訪問販売に関する業務の一部（勧誘、申込受付及び契約締結）を停止するよう命じました。

また、消費者庁は、令和元年 7 月 19 日、ウィルの統率の下、ウィルと連携共同して訪問販売をしていた訪問販売業者である株式会社 LINK（本社：東京都渋谷区、代表取締役：中井良昇）、株式会社レセプション（本社：三重県伊賀市、代表取締役：大倉満）、ホームセキュリティー株式会社（本社：東京都足立区、代表取締役：小池勝）（以下「ホームセキュリティー」といいます。）、株式会社テレメディカル（本社：三重県伊賀市、代表取締

役：嶋上文子）（以下「テレメディカル」といいます。）、株式会社AR（本社：兵庫県宍粟市、代表取締役：杉尾香代子）（以下「AR」といいます。）、株式会社トータル72（本社：香川県高松市、代表取締役：松本哲）（以下「トータル72」といいます。）及び株式会社ピーアールピー（本社：宮崎県宮崎市、代表取締役：赤崎達臣）（以下「ピーアールピー」といいます。）（以下、これら7法人を併せて「ウィルの関連法人」といいます。）に対し、令和元年7月20日から令和3年1月19日までの18か月間、訪問販売に関する業務の一部（勧誘、申込受付及び契約締結）を停止するよう命じました。

- さらに、消費者庁は、本日までに、ウィルの「会長」と称せられている大倉満及びウィルの代表取締役中井良昇に対し、特定商取引法第8条の2第1項の規定に基づき、令和元年7月20日から令和3年7月19日までの24か月間、ウィルに対して訪問販売に関する業務の一部（勧誘、申込受付及び契約締結）を停止するよう命じた範囲の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含みます。）の禁止を命じました。
- 加えて、消費者庁は、本日までに、ホームセキュリティーの代表取締役小池勝、テレメディカルの代表取締役嶋上文子、ARの代表取締役杉尾香代子、トータル72の代表取締役松本哲及びピーアールピーの代表取締役赤崎達臣に対し、特定商取引法第8条の2第1項の規定に基づき、令和元年7月20日から令和3年1月19日までの18か月間、各法人に対して訪問販売に関する業務の一部（勧誘、申込受付及び契約締結）を停止するよう命じた範囲の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含みます。）の禁止を命じました。
- 業務禁止命令の詳細は、別紙1～7のとおりです。

1 ウィルは、ウィルのみで又はウィルの関連法人と連携共同して、ホテルのセミナー会場、飲食店等のウィルの営業所等以外の場所において、本件役務提供契約の申込みを受け、又は本件役務提供契約を締結していることから、ウィルは、特定商取引法第2条第1項第1号に規定する役務提供事業者該当し、このようなウィルがウィルのみで又はウィルの関連法人と連携共同して行う本件役務の提供は、同項に規定する訪問販売に該当します。

- 2 ウィルの関連法人は、ウィルの統率の下、ウィルと連携共同して、ホテルのセミナー会場、飲食店等の各法人の営業所等以外の場所において、本件役務提供契約の申込みを受け、又は本件役務提供契約を締結していることから、ウィルの関連法人は、特定商取引法第2条第1項第1号に規定する役務提供事業者に該当し、このようなウィルの関連法人がウィルの統率の下ウィルと連携共同して行う本件役務の提供は、同項に規定する訪問販売に該当します。

- 3 消費者庁がウィル及びウィルの関連法人に対して行った業務停止命令の内容については、令和元年7月22日付け「特定商取引法違反の訪問販売業者8社に対する業務停止命令（24か月又は18か月）及び指示について」のとおりです。

- 4 ウィルの「会長」と称せられている大倉満は、ウィルの取締役として登記されていないものの、ウィルに対し、取締役と同等以上の支配力を有するものと認められる者（特定商取引法第8条の2第1項に規定する役員）であり、かつ、ウィルが停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしている者に該当します。

また、ウィルの代表取締役中井良昇、ホームセキュリティーの代表取締役小池勝、テレメディカルの代表取締役嶋上文子、ARの代表取締役杉尾香代子、トータル72の代表取締役松本哲及びピーアールピーの代表取締役赤崎達臣は、ウィル又はウィルの関連法人の役員であり、かつ、ウィル又はウィルの関連法人が停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしている者に該当します。

【本件に関するお問合せ】

本件に関するお問合せにつきましては、消費者庁から権限委任を受けて消費者庁と共に特定商取引法を担当している経済産業局の消費者相談室で承ります。お近くの経済産業局まで御連絡ください。

なお、本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介を行うことはできませんので、あらかじめ御了承ください。

北海道経済産業局消費者相談室	電話	011-709-1785
東北経済産業局消費者相談室		022-261-3011
関東経済産業局消費者相談室		048-601-1239
中部経済産業局消費者相談室		052-951-2836
近畿経済産業局消費者相談室		06-6966-6028
中国経済産業局消費者相談室		082-224-5673
四国経済産業局消費者相談室		087-811-8527
九州経済産業局消費者相談室		092-482-5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室		098-862-4373

- 消費者ホットライン（全国統一番号） 188（局番なし）
身近な消費生活相談窓口を御案内します。
※一部のIP電話、プリペイド式携帯電話からは御利用いただけません。
- 最寄りの消費生活センターを検索する。
<http://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

大倉 満に対する行政処分の概要

1 名宛人

おおくら みつる
大倉 満 (以下「同人」という。)

2 処分の内容

(1) 業務禁止命令の内容

特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第2条第1項に規定する訪問販売（以下「訪問販売」という。）に関する業務のうち、次の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員（業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）となることを含む。）を禁止する。

ア 訪問販売に関する役務提供契約の締結について勧誘すること。

イ 訪問販売に関する役務提供契約の申込みを受けること。

ウ 訪問販売に関する役務提供契約を締結すること。

(2) 業務禁止の期間

令和元年7月20日から令和3年7月19日まで（24か月間）

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第8条の2第1項

4 処分の原因となる事実

(1) 消費者庁長官は、令和元年7月22日付け「特定商取引法違反の訪問販売業者8社に対する業務停止命令（24か月又は18か月）及び指示について」別紙1のとおり、WILL株式会社（以下「ウィル」という。）に対し、特定商取引法第8条第1項の規定に基づき、ウィルが行う訪問販売に関する業務の一部を停止すべき旨を命じた。

(2) 同人は、ウィルの「会長」と称せられ、ウィルの取締役として登記されていないものの、ウィルに対し、取締役と同様以上の支配力を有するものと認められる者（特定商取引法第8条の2第1項に規定する役員）であり、かつ、特定商取引法第8条の2第1項の規定に基づく特定商取引に関する

法律施行規則第7条の2に規定する同法第8条第1項の規定によりウィルが停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしている者に該当する。

中井 良昇に対する行政処分の概要

1 名宛人

なかい よしのり
中井 良昇 (以下「同人」という。)

2 処分の内容

(1) 業務禁止命令の内容

特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第2条第1項に規定する訪問販売（以下「訪問販売」という。）に関する業務のうち、次の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員（業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）となることを含む。）を禁止する。

ア 訪問販売に関する役務提供契約の締結について勧誘すること。

イ 訪問販売に関する役務提供契約の申込みを受けること。

ウ 訪問販売に関する役務提供契約を締結すること。

(2) 業務禁止の期間

令和元年7月20日から令和3年7月19日まで（24か月間）

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第8条の2第1項

4 処分の原因となる事実

(1) 消費者庁長官は、令和元年7月22日付け「特定商取引法違反の訪問販売業者8社に対する業務停止命令（24か月又は18か月）及び指示について」別紙1のとおり、WILL株式会社（以下「ウィル」という。）に対し、特定商取引法第8条第1項の規定に基づき、ウィルが行う訪問販売に関する業務の一部を停止すべき旨を命じた。

(2) 同人は、ウィルの役員であり、かつ、特定商取引法第8条の2第1項の規定に基づく特定商取引に関する法律施行規則第7条の2に規定する同法第8条第1項の規定によりウィルが停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしている者に該当する。

小池 勝に対する行政処分の概要

1 名宛人

こいけ まさる
小池 勝 (以下「同人」という。)

2 処分の内容

(1) 業務禁止命令の内容

特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第2条第1項に規定する訪問販売（以下「訪問販売」という。）に関する業務のうち、次の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員（業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）となることを含む。）を禁止する。

ア 訪問販売に関する役務提供契約の締結について勧誘すること。

イ 訪問販売に関する役務提供契約の申込みを受けること。

ウ 訪問販売に関する役務提供契約を締結すること。

(2) 業務禁止の期間

令和元年7月20日から令和3年1月19日まで（18か月間）

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第8条の2第1項

4 処分の原因となる事実

(1) 消費者庁長官は、令和元年7月22日付け「特定商取引法違反の訪問販売業者8社に対する業務停止命令（24か月又は18か月）及び指示について」別紙4のとおり、ホームセキュリティー株式会社（以下「ホームセキュリティー」という。）に対し、特定商取引法第8条第1項の規定に基づき、ホームセキュリティーが行う訪問販売に関する業務の一部を停止すべき旨を命じた。

(2) 同人は、ホームセキュリティーの役員であり、かつ、特定商取引法第8条の2第1項の規定に基づく特定商取引に関する法律施行規則第7条の2に規定する同法第8条第1項の規定によりホームセキュリティーが停止を

命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしている者に該当する。

嶋上 文子に対する行政処分の概要

1 名宛人

しまがみ あやこ
嶋上 文子 (以下「同人」という。)

2 処分の内容

(1) 業務禁止命令の内容

特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第2条第1項に規定する訪問販売（以下「訪問販売」という。）に関する業務のうち、次の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員（業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）となることを含む。）を禁止する。

ア 訪問販売に関する役務提供契約の締結について勧誘すること。

イ 訪問販売に関する役務提供契約の申込みを受けること。

ウ 訪問販売に関する役務提供契約を締結すること。

(2) 業務禁止の期間

令和元年7月20日から令和3年1月19日まで（18か月間）

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第8条の2第1項

4 処分の原因となる事実

(1) 消費者庁長官は、令和元年7月22日付け「特定商取引法違反の訪問販売業者8社に対する業務停止命令（24か月又は18か月）及び指示について」別紙5のとおり、株式会社テレメディカル（以下「テレメディカル」という。）に対し、特定商取引法第8条第1項の規定に基づき、テレメディカルが行う訪問販売に関する業務の一部を停止すべき旨を命じた。

(2) 同人は、テレメディカルの役員であり、かつ、特定商取引法第8条の2第1項の規定に基づく特定商取引に関する法律施行規則第7条の2に規定する同法第8条第1項の規定によりテレメディカルが停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしている者に該当する。

杉尾 香代子に対する行政処分の概要

1 名宛人

すぎお かよこ
杉尾 香代子 (以下「同人」という。)

2 処分の内容

(1) 業務禁止命令の内容

特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第2条第1項に規定する訪問販売（以下「訪問販売」という。）に関する業務のうち、次の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員（業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）となることを含む。）を禁止する。

ア 訪問販売に関する役務提供契約の締結について勧誘すること。

イ 訪問販売に関する役務提供契約の申込みを受けること。

ウ 訪問販売に関する役務提供契約を締結すること。

(2) 業務禁止の期間

令和元年7月20日から令和3年1月19日まで（18か月間）

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第8条の2第1項

4 処分の原因となる事実

(1) 消費者庁長官は、令和元年7月22日付け「特定商取引法違反の訪問販売業者8社に対する業務停止命令（24か月又は18か月）及び指示について」別紙6のとおり、株式会社AR（以下「AR」という。）に対し、特定商取引法第8条第1項の規定に基づき、ARが行う訪問販売に関する業務の一部を停止すべき旨を命じた。

(2) 同人は、ARの役員であり、かつ、特定商取引法第8条の2第1項の規定に基づく特定商取引に関する法律施行規則第7条の2に規定する同法第8条第1項の規定によりARが停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしている者に該当する。

松本 哲に対する行政処分の概要

1 名宛人

まつもと さとる
松本 哲 (以下「同人」という。)

2 処分の内容

(1) 業務禁止命令の内容

特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第2条第1項に規定する訪問販売（以下「訪問販売」という。）に関する業務のうち、次の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員（業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）となることを含む。）を禁止する。

ア 訪問販売に関する役務提供契約の締結について勧誘すること。

イ 訪問販売に関する役務提供契約の申込みを受けること。

ウ 訪問販売に関する役務提供契約を締結すること。

(2) 業務禁止の期間

令和元年7月20日から令和3年1月19日まで（18か月間）

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第8条の2第1項

4 処分の原因となる事実

(1) 消費者庁長官は、令和元年7月22日付け「特定商取引法違反の訪問販売業者8社に対する業務停止命令（24か月又は18か月）及び指示について」別紙7のとおり、株式会社トータル72（以下「トータル72」という。）に対し、特定商取引法第8条第1項の規定に基づき、トータル72が行う訪問販売に関する業務の一部を停止すべき旨を命じた。

(2) 同人は、トータル72の役員であり、かつ、特定商取引法第8条の2第1項の規定に基づく特定商取引に関する法律施行規則第7条の2に規定する同法第8条第1項の規定によりトータル72が停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしている者に該当する。

赤崎 達臣に対する行政処分の概要

1 名宛人

あかさき たつおみ
赤崎 達臣 (以下「同人」という。)

2 処分の内容

(1) 業務禁止命令の内容

特定商取引に関する法律 (以下「特定商取引法」という。) 第 2 条第 1 項に規定する訪問販売 (以下「訪問販売」という。) に関する業務のうち、次の業務を新たに開始すること (当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員 (業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。) となることを含む。) を禁止する。

ア 訪問販売に関する役務提供契約の締結について勧誘すること。

イ 訪問販売に関する役務提供契約の申込みを受けること。

ウ 訪問販売に関する役務提供契約を締結すること。

(2) 業務禁止の期間

令和元年 7 月 20 日から令和 3 年 1 月 19 日まで (18 か月間)

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第 8 条の 2 第 1 項

4 処分の原因となる事実

(1) 消費者庁長官は、令和元年 7 月 22 日付け「特定商取引法違反の訪問販売業者 8 社に対する業務停止命令 (24 か月又は 18 か月) 及び指示について」別紙 8 のとおり、株式会社ピーアールピー (以下「ピーアールピー」という。) に対し、特定商取引法第 8 条第 1 項の規定に基づき、ピーアールピーが行う訪問販売に関する業務の一部を停止すべき旨を命じた。

(2) 同人は、ピーアールピーの役員であり、かつ、特定商取引法第 8 条の 2 第 1 項の規定に基づく特定商取引に関する法律施行規則第 7 条の 2 に規定する同法第 8 条第 1 項の規定によりピーアールピーが停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしている者に該当する。